

議案第125号

平成30年度大阪市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度大阪市工業用水道事業会計未処分利益剰余金483,940,661円のうち
5,155,562円を減債積立金に積立て、125,162,201円を資本金に組入れるものとする。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方公営企業法（抄）

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 - 4 省 略